

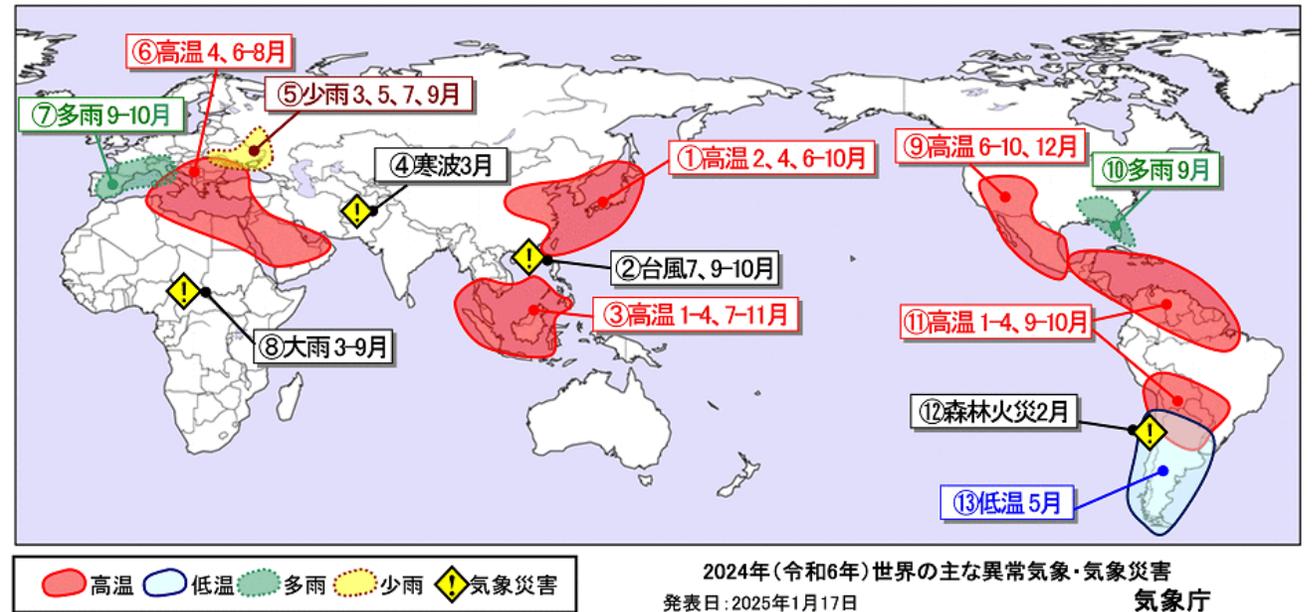
# 社会情勢の変化による記載内容更新の検討

## 国際的な動向

◆**グローバルリスク報告書2025**(世界経済フォーラムがスイスのダボスで毎年開かれる年次総会に先立って公表される世界的なリスクに関するレポート)では、今後10年間に直面する最も深刻な10のリスクのうち、5つは環境関連のリスク

⇒ **異常気象、生物多様性の喪失と生態系の崩壊、地球システムの危機的変化、天然資源の不足、汚染**

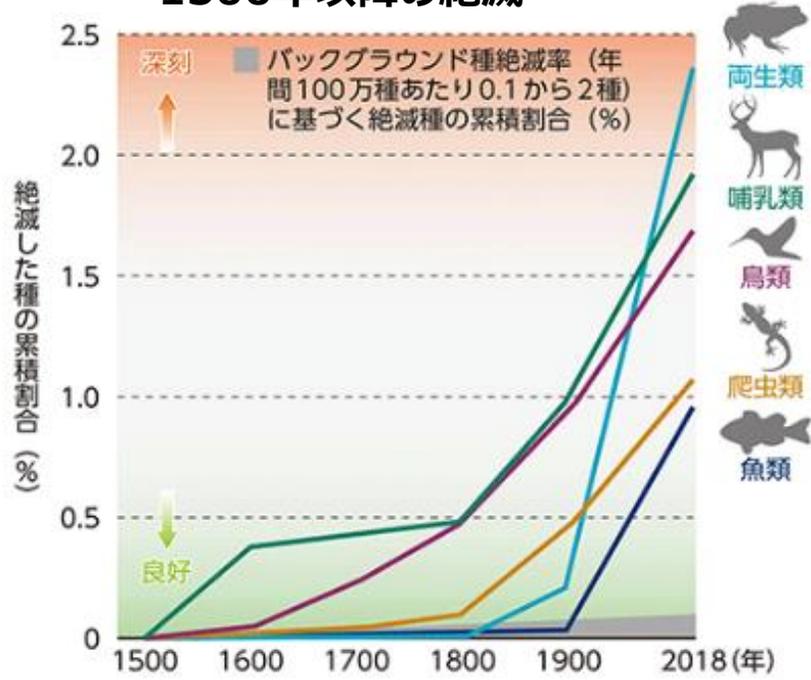
### 世界の年平均気温の変化



- ✓ **2023年の世界の平均気温は、産業革命前より1.45°C上昇し、観測史上最高**
- ✓ **近年、世界中で異常気象が頻発し、今後、豪雨や猛暑のリスクがさらに高まると予測**

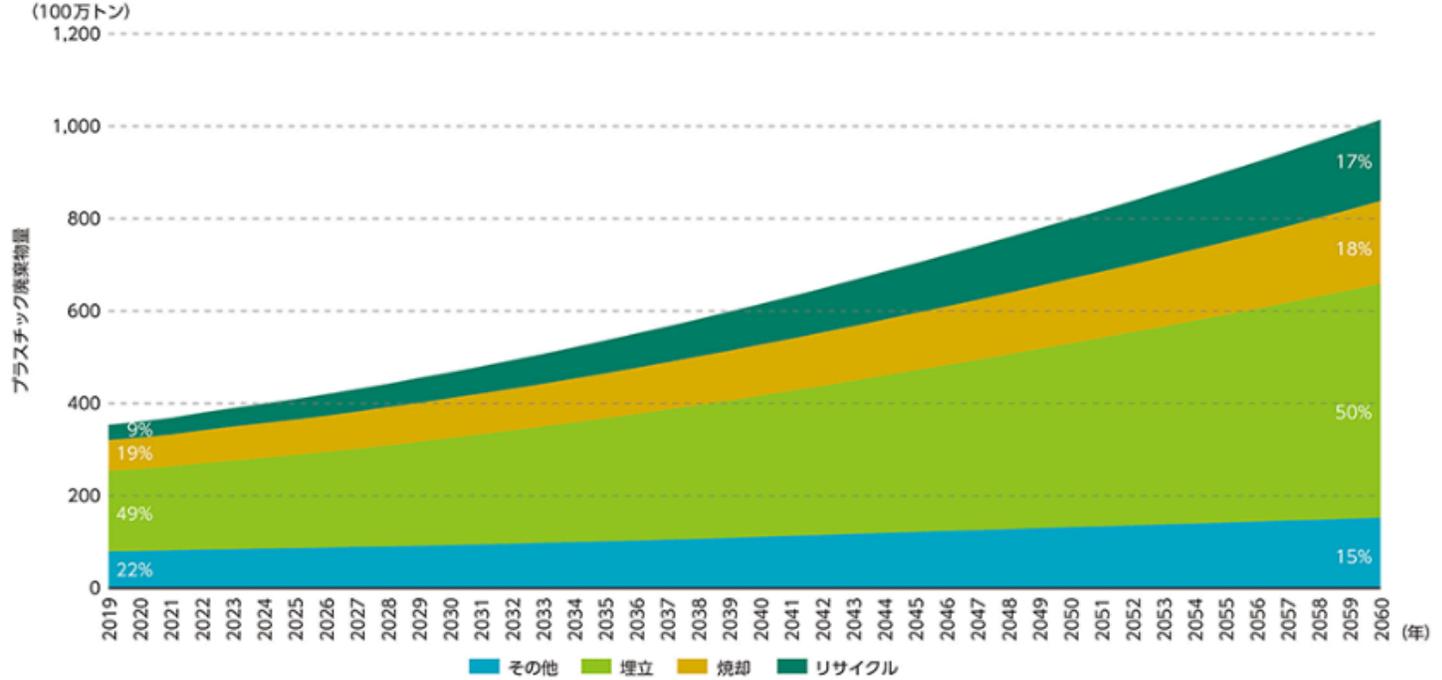
## 国際的な動向

### 1500年以降の絶滅



注：1500年以降の脊椎動物の絶滅種の割合。爬虫類と魚類の割合は全種評価に基づくものではない。  
資料：IPBESの地球規模評価報告書政策決定者向け要約より環境省作成

### 年間のプラスチック廃棄物量（予測）



資料：OECD [Global Plastics Outlook : Policy Scenarios to 2060] より環境省作成

出典：環境省HP 令和6年版環境白書

- ✓ 過去50年間の地球上の種の絶滅は、過去1,000万年平均のすくなくとも**数十倍の速度で加速**
- ✓ 世界で排出されるプラスチック廃棄物の量は2019年から2060年には**ほぼ3倍に膨れ上がる**と予測

## 国際的な動向

- ◆ **2023年のG7広島サミット、G7札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合**において、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの世界的な危機に対し、経済成長とエネルギー安全保障を確保しながら、**ネット・ゼロ(脱炭素)、循環経済、ネイチャーポジティブ経済**の統合的な実現に向けたグリーントランスフォーメーションの重要性を共有
- ◆ **2024年のG7トリノ気候・エネルギー・環境大臣会合**では、必要な取組間のシナジーの推進が重要であることを確認するとともに、削減対策の進捗を確認し、**1.5°Cに整合した、全経済分野・すべての温室効果ガス(GHG)を対象とした総量削減目標を含むNDCを期限内に提出することを誓約**
- ◆ **国連気候変動枠組条約第28回締約国会議(COP28)**では、**1.5°C目標達成のための全ての国による緊急的な行動の必要性が強調**されたほか、2025年までの世界全体の排出量ピークアウト等が決定
- ◆ **生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)**では、2020年以降の生物多様性に関する世界目標となる「**昆明・モンリオール生物多様性枠組**」が採択され、2030年までに陸と海の30%以上を保全する「**30by30目標**」が**主要な目標**の一つ等、設定されたほか、**ネイチャー・ポジティブ**の考え方を明記

## 国内の動き

### ◆ 第六次環境基本計画の閣議決定(2024年5月)

環境危機、様々な経済・社会的課題への対処の必要性

**目的**  
「環境保全」を通じた、「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の上昇」、「人類の福祉への貢献」

**ビジョン**  
循環共生型社会  
環境収容力を守り環境の質を上げることによって成長・発展できる文明

<p><b>循環 (≒科学)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●炭素等の元素レベルを含む自然界の健全な物質循環の確保</li> <li>●地下資源依存から「地上資源基調」へ</li> <li>●環境負荷の総量を削減し、更に良好な環境を創出</li> </ul>	<p><b>共生 (≒哲学)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●我が国の伝統的自然観に基づき、人類が生態系の健全な一員に</li> <li>●人と地球の健康の一体化(プラネタリー・ヘルス)</li> <li>●一人一人の意識・取組と、地域・企業等の取組、国全体の経済社会の在り方、地球全体の未来が、<b>同心円</b></li> </ul>
---	---

**方針**  
将来にわたって **ウェルビーイング / 高い生活の質** (市場的価値 + 非市場的価値) をもたらす **新たな成長**

「変え方を変える」6つの視点の提示

- ① ストック
- ② 長期的視点
- ③ 本質的ニーズ
- ④ 無形資産・心の豊かさ
- ⑤ コミュニティ・包摂性
- ⑥ 自立・分散の重視

- ストックである**自然資本(環境)**を維持・回復・充実させることが「新たな成長」の基盤
- 無形資産である「**環境価値**」の活用による経済全体の高付加価値化等

**政策展開**

科学に基づく取組のスピードとスケールの確保(「勝負の2030年」へも対応)	ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ等の施策の統合・シナジー	政府、市場、国民(市民社会・地域コミュニティ)の <b>共進化</b>	「地域循環共生圏」の構築による「新たな成長」の <b>実践・実装</b>
---------------------------------------	------------------------------------	-------------------------------------	--------------------------------------

**環境基本法第1条**  
環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

**同心円のイメージ**



※地域・企業などには、地方公共団体、地域コミュニティ、企業、NPO・NGO等の団体を含む。



- ✓ 「環境の保全を通じて、現在及び将来の国民一人一人の**生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の上昇**」を最上位の目的
- ✓ 「ウェルビーイング/高い生活の質」について、**市場的価値と非市場的価値の双方を引き上げていくような「新たな成長」を目指す**
- ✓ **自然資本の維持・回復・充実が鍵**

※こうした基本的な方向性を踏まえ、6分野(マクロ経済、国土、地域、暮らし、イノベーション、国際)にわたる重点戦略、個別環境政策の重点、環境保全施策の体系等を記述。

## 国内の動き

### ネット・ゼロ（脱炭素）

- ◆ **地球温暖化対策計画の閣議決定**(2025年2月)
  - **2035年度、2040年度**において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ**60%、73%削減**することを目指す
- ◆ **第7次エネルギー基本計画の閣議決定**(2025年2月)
  - 「GX2040ビジョン」、「地球温暖化対策計画」と一体的に取り組む
  - 再生可能エネルギー、原子力など脱炭素効果の高い電源を最大限活用
- ◆ **GX2040ビジョン 脱炭素成長型経済構造移行推進戦略改定の閣議決定**(2025年2月)
  - 今後10年間で150兆円規模のGX投資を官民協調で実現するため、「成長志向型カーボンプライシング構想」を速やかに実行・実現
  - GX2040ビジョンは、①はじめに、②**GX産業構造**、③**GX産業立地**、④**現実的なトランジションの重要性と世界の脱炭素化への貢献**、⑤GXを加速させるためのエネルギーをはじめとする個別分野の取組、⑥**成長志向型カーボンプライシング構想**、⑦**公正な移行**、⑧**GXに関する政策の実行状況の進捗と見直し**についての8つのパートで構成

## 国内の動き

### 循環経済(サーキュラーエコノミー)

- ◆ **第五次循環型社会形成推進基本計画の閣議決定**(2024年8月)
  - 循環型社会の形成に向けた施策の方向性や数値目標を明記
- ◆ **資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案の閣議決定**(2024年3月)
  - 資源循環産業の発展に向けた施策の方向性を提示
  - 廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項の策定
  - 再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設 等
- ◆ **プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律**  
(2022年4月施行)
  - あらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進
- ◆ 2019年のG20大阪サミットにおいて「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を提唱
  - 2040年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す



循環型社会のドライビングフォースである循環経済



## 国内の動き

### 自然再興（ネイチャーポジティブ）

- ◆ **生物多様性国家戦略2023-2030の閣議決定**（2023年3月）
  - 「30by30目標」の達成に向けた取組により健全な生態系を確保
  - 社会・経済そのものの変革にアプローチをしていく取組の推進
- ◆ **G7ネイチャーポジティブ経済アライアンス（G7ANPE）**
  - G7札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合において、ネイチャーポジティブ経済に関する知識の共有や情報ネットワークの構築の場として新たに設立
- ◆ **地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律案の閣議決定**  
(2024年3月)
  - 事業者等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進する認定制度を創設 等
- ◆ **自然共生サイト**
  - 民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として認定する仕組みを2023年度から開始
  - 令和7年度より地域生物多様性増進法に基づき認定された実施計画の実施区域も自然共生サイト

# 記載内容更新の検討の方向性

## 主な論点

1. 現行計画策定以降の社会情勢の変化を踏まえ、修正する必要があるのではないか。
2. 現行計画では、「ポストコロナを見据えた対応」を記載しているが、万博開催を踏まえ、成長に寄与する内容に修正・追記する必要があるのではないか。

## 検討の方向性案

1. 社会情勢の変化や国の第六次環境基本計画等を踏まえ、ネイチャーポジティブ、ウェルビーイング等の新たな要素について、現行計画での府の実現すべき姿に整合しているか確認し、追加で盛り込む必要があるか等について検討する必要がある。
2. 万博のテーマやコンセプトを踏まえ、万博後のめざす姿を明らかにした「万博アクションプラン」の内容との整合を図る必要がある。